

衆議院 内閣委員会 議 録 第 一 号

本国会召集日(平成十二年一月二十日)(木曜日)  
(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

- 委員長 植竹 繁雄君
- 理事 鈴木 俊一君 理事 虎島 和夫君  
 理事 萩野 浩基君 理事 松本 純君  
 理事 岩田 順介君 理事 山元 勉君  
 理事 河合 正智君 理事 三沢 淳君  
 越智 伊平君 理事 小泉純一郎君  
 佐藤 信二君 閣内 勝嗣君  
 谷川 和穂君 近岡理一郎君  
 松田 仁君 堀内 光雄君  
 武藤 嘉文君 持永 和見君  
 米田 建三君 北村 哲男君  
 佐々木秀典君 堀込 征雄君  
 赤松 正雄君 白保 台一君  
 鰐淵 俊之君 瀬古由起子君  
 中路 雅弘君 深田 肇君  
 中田 宏君

平成十二年三月八日(水曜日)  
午後零時三十九分開議

出席委員

- 委員長 植竹 繁雄君
- 理事 鈴木 俊一君 理事 虎島 和夫君  
 理事 萩野 浩基君 理事 松本 純君  
 理事 岩田 順介君 理事 山元 勉君  
 理事 河合 正智君 理事 三沢 淳君  
 小泉純一郎君 閣内 勝嗣君  
 佐藤 信二君 閣内 和穂君  
 田中 和徳君 谷川 和穂君  
 近岡理一郎君 堀内 光雄君  
 持永 和見君 北村 哲男君  
 北村 哲男君 堀込 征雄君  
 中田 宏君 堀込 征雄君

- 赤松 正雄君 白保 台一君  
 鰐淵 俊之君 瀬古由起子君  
 中路 雅弘君 深田 肇君

- 国務大臣 (内閣官房長官)  
 (総務庁長官)  
 総務政務次官  
 北海道開発政務次官  
 沖縄開発政務次官  
 政府参考人 (警察庁刑事局長)  
 政府参考人 (総務庁恩給局長)  
 政府参考人 (農林水産省構造改善局長)
- 青木 幹雄君  
 統 訓弘君  
 持永 和見君  
 米田 建三君  
 白保 台一君  
 林 則清君  
 大坪 正彦君  
 渡辺 好明君  
 新倉 紀一君

委員の異動

一月二十日  
倉田 栄喜君 補欠選任 赤松 正雄君

三月八日  
堀内 光雄君 補欠選任 小林 多門君  
武藤 嘉文君 田中 和徳君

同日  
小林 多門君 堀内 光雄君  
田中 和徳君 武藤 嘉文君

一月二十日  
国の行政機関の職員等の営利企業等への就職の制限等に関する法律案(松本善明君外一名提出、第四百二十二回国会衆議案第一九号)

行政評価基本法案(笹木竜三君外六名提出、第四百四十二回国会衆議案第四四号)  
 国家公務員法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(若松謙維君外四名提出、第四百四十三回国会衆議案第一八号)  
 特殊法人の役員等の給与等の規制に関する法律案(若松謙維君外四名提出、第四百四十三回国会衆議案第一九号)

日本銀行法の一部を改正する法律案(若松謙維君外四名提出、第四百四十三回国会衆議案第一〇号)  
 審議会等の委員等の構成及び審議等の公開等に関する法律案(松本善明君外一名提出、第四百四十五回国会衆議案第一四号)  
 少子化社会対策基本法案(中山太郎君外六名提出、第四百四十六回国会衆議案第一六号)

二月四日  
恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

二月四日  
戦争被害等に関する真相究明調査会設置法の早期制定に関する請願(東順治君紹介)(第三三三号)  
 非核三原則の法制定に関する請願(中西横介君紹介)(第一三三三号)  
 は本委員会に付託された。

二月三日  
県民と地域に必要な行政機関の充実・強化と国家公務員の二五%定員削減の中止、見直しに関する陳情書(高知県土佐清水市天神町一の一の二土佐清水市議会内田中千盛)(第一八号)  
 同和地区実態把握等調査の早期実現に関する陳情書外一件(滋賀県守山市吉身二の五の二守山市議会内甲斐道清外一名)(第一九号)  
 は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件  
 国政調査承認要求に関する件  
 政府参考人出頭要求に関する件  
 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

○植竹委員長 これより会議を開きます。  
 国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

○植竹委員長 次に、内閣提出、恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。  
 趣旨の説明を聴取いたします。統総務庁長官、恩給法等の一部を改正する法律案

○統総務大臣 ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。  
 この法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額及び各種加算額を増額すること等によ

○植竹委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○植竹委員長 御異議なしと呼ぶ者あり

○植竹委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

り、恩給受給者に対する処遇の改善を図ろうとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

この法律案による措置の第一点は、恩給年額の増額であります。

これは、平成十一年における公務員給与の改定、消費者物価の動向その他の諸事情を総合勘案し、平成十二年四月分から、恩給年額を〇・二五%引き上げようとするものであります。ただし、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が現行で六百七十五万七千円以上に係るものについては、据え置くこととしております。

第二点は、傷病者遺族特別年金及び実在職年六年未満の者に係る普通扶助料の最低保障額の上積みであります。

これは、低額恩給の改善を図るため、平成十二年四月分から、傷病者遺族特別年金については二千円、実在職年六年未満の者に係る普通扶助料の最低保障額については千円の、それぞれ上積みを行おうとするものであります。

第三点は、遺族加算の年額の増額であります。これは、遺族加算の年額について、戦没者遺族等に対する処遇の改善を図るため、平成十二年四月分から、公務関係扶助料に係るものにあつては十四万二千二百円に、傷病者遺族特別年金に係るものにあつては九万三千九百円に、それぞれ引き上げようとするものであります。

第四点は、短期在職の旧軍人等の仮定俸給の改善であります。

これは、六十歳以上の短期在職の旧軍人に給する普通恩給またはその妻子に給する扶助料等について、高齢者、寡婦等の優遇の趣旨により、平成十二年四月分から、その年額の計算の基礎となる仮定俸給の格付を一号俸引き上げようとするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あら

んことをお願い申し上げます。

○植竹委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○植竹委員長 この際、お諮りいたします。本案審査のため、本日、政府参考人として警察庁刑事局長林則清君、総務庁恩給局長大坪正彦君及び農林水産省構造改善局長渡辺好明君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○植竹委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○植竹委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。岩田順介君。

きようは、恩給局長に来ていただいておられますが、なるべく長官の御答弁をお願いしておきたいと存じます。

私は、恩給法というのは初めて触れましたけれども、まず興味を持ちましたのは、一つは、階級によつてかなり支給額に格差があるということ。こういう本が昔出てゐるんですね、「爆弾三勇士」というのが、これは福岡でありまして、私も少年のころから聞いておりました。

この「爆弾三勇士」、三人の兵隊さんが、一人は少将である、一人は少尉である、一人は一等兵である、二等兵であるというような階級の差があつた際に、本来ならば、多少の格差があつても、やはりそんなに格差があつてはいかないものだろう。当時は、三人の兵隊さんは爆死をされて、戦死をされてから伍長になつておられますが、兵士だつたんですね。こういう疑問が一つありまして、それからもう一つは、なぜ恩給法の適用が他の戦争被害者に及ばなかつたかということが疑問であります、そういう疑問を前提に質疑をさせて

いただきたいと思ひます。

まず第一点は、昭和二十一年に、敗戦の翌年でありましたが、恩給法がGHQの指令に基づいて廃止された、そして七年後の昭和二十八年に復活しました。簡単に言えば、こういうことだろうと思ひますね。

その理由と背景について、まずお尋ねをしたいと思います。

○大坪政府参考人 ただいま先生の方から、軍人恩給の復活の背景についてという御質問がございました。

たしか二十一年に廃止、制限された恩給でございます。その後、数年たちましてから、戦死された方の御遺族の方、けがをされた方々、あるいは老齢者の方々、こういう方々の生活の困難さというところから、恩給を復活してほしいという声が高まつてまいつたようでございます。

その当時は、例のポツダム勅令、占領下にあつたということだつたわけでございますが、御承知のように、昭和二十七年にサンフランシスコ平和条約が効力いたしました、占領状態でなくなつたという意味で、一種のおもしろが取れたという状況になつたわけでございます。その当時に、そういうような生活に困つておられる方々を含めて、軍人恩給をどうするかというような大きな政治課題になつたようでございます。

それを受けまして、政府におきましては、総理府に恩給法特別審議会を設けて、各般にわたる審議をしたわけでございます。

その審議の結論といたしまして、建議が出たわけでございますが、要約いたしますと、国家財政の現状及び国民感情の動向等を勘案し、旧軍人等に對し、相当の恩給を給すべきものという建議がされたわけでございます。この建議に沿つた格好で昭和二十八年に恩給法を改正して、軍人恩給が再出発したという経緯があるわけでございます。

○岩田委員 なぜ軍人と軍属だけが救済の対象になつたのか、今の説明ではちよつとわかりにくいですが、いかがですか。

○大坪政府参考人 昭和二十一年に廃止、制限されたというふうに言ひましたけれども、実は、恩給法自体におきましては、恩給法では文官と言つておりますが、一般の公務員の方につきましては恩給制度は残つておりました。廃止後の昭和二十一年以降も、重度障害者の旧軍人の方には恩給が出るというような実態も実はあつたわけでございます。

そういう意味で、恩給制度そのものは現に動いてゐるといふ実態があつたわけでございます。そういう状況のもとで、旧軍人の方の処遇をどうするかということにつきまして審議会で議論がされて、結果的に、先ほど言つたようなことになつたわけでございます。

今回、実は、先生の方から質問の御連絡があつたときに……(岩田委員「短く答弁してください」と呼ぶ)はい、済みません。二十八年のときに、議事録を読みましたけれども、その辺の同じような問題意識がございまして、それについては、先ほど申しましたような、文官恩給とのバランス等々のことで、軍人恩給を再出発させるという答弁があります。

○岩田委員 長官、ちよつとその辺も、長官のお気持ちを聞かせていただきたいと思ひます。

国民感情、それから国家財政を考慮してというふうに建議がなつてゐるとおっしゃつていまして、私の今の質問の趣旨の、国民感情は今でも残つてゐるんですね。外国の方々にも残してゐるわけですよ。

それから、おもしろが取れたという、これは率直な御回答だらうと思ひますね。

例えば、二十一年から二十八年の日本のいわゆる社会状況の変化、国家体制の変化というようなものが非常にあります。

一つは、警察予備隊が五〇年にできていますよね。これは多くのことと言ふ必要はありませんが、このおもしろが取れたということも関連すると思ひますけれども、警察予備隊ができて、七万五千人という部隊ができる。最初はアメリカの軍

事顧問団の指導で組織づくりが行われたのです。それからその後は、当初、内務警察官僚を中心にした指導部というものが置かれたのですけれども、徐々に旧職業軍人が部隊の幹部要員として採用される、大変な変化があったのですよ。これと僕も関連していると思えますよ。おもしろい話だということに一言で簡単に申し上げます。

もう一つは、一方ではレッドバードがやはりこれも五〇年です。一々説明するまでもありませんけれども、いわゆる電産や映画、日通、石炭、鉄鋼、東芝、鉱山というのがレッドバードの対象になって、その後ずっと官の方にもいくわけですよ。

これに対して、憲法十四条違反である、労働基準法第三条違反、こういうものが訴訟に持ち込まれるという歴史の経過がありますね。しかし、このこととGHQが超憲法的命令として全部門前払いをしたのですよ。それは言うに及ばず、吉田内閣のときに、いわゆる軍事体制の整備のために警察予備隊ができたというのは否定できないのです。こういうものがたくさん、その当時の七年間には状況の変化というのがあるわけですよ。したがって、これらと無関係ではなからうというふうに思います。

なぜ軍人恩給が対象になったのかということについて、これだけが救済の対象になったのか、御意見ごさいませうか。

○大坪政府参考人 ちよつと過去の経緯をお話しさせていただきますが……(岩田委員)その点だけちよつと長官に聞いているんだよ(と呼ぶ)はい。再軍備との関係におきまして、実は二十八年当時も、その辺の問題意識で議事録が残っています。これにつきましても当時の緒方内閣が答弁しておりますが、再軍備との関連において今回の軍人恩給の措置をするという考えはございませんとするような答弁を副総理はいたしております。

○岩田委員 あれから随分たつていますが、その

当時のことを、議事録を持ち出すということではなくて、そういう背景が絡んでいるのではないかと、ということについて長官にお聞きしたかったので。

復活の際にアメリカとかドイツの同法との比較や、これを参考にしたいということもございませうか。

○大坪政府参考人 実はその点も、先生から御連絡があったいろいろな資料を練ったのですが、実ははつきりいたしません。恩給としては、戦前の制度がありましたので、それをかなり抑制的な制度として再出発させたというのが実態でございませう。

ただ、議事録を読んでおりましたら、抑制の一つに支給開始年齢を上げたという点があるわけございませうが、これはアメリカの例を参考にしたいというふうな答弁記録はございませうか。

○岩田委員 先ほど、いわゆる復活をするまでの背景を聞きましては、参考にしたいかどうかという点もございませうが、おもしろいのは、やはり戦勝国のおもしろい取れたということ、敗戦国が旧軍人法を基準にして、ほぼ変わらない恩給法で復活させるというのはいささかどうですか。長官、そうでしょうか。

いや、長官に聞いているの。もう君はいい。

○統国務大臣 岩田委員の御意見のとおりだと私は思っています。

○岩田委員 そういふふうにご答えるべきなんだ、それが見てもそうなんだから。官僚の悪いところというの、少し知恵を出して、これから先の政治をどうするかということをお考えなさいだめだよ。

今お答えがありましたけれども、確かに米國やドイツなどの比較はそうだった、比較というのか、御答弁のとおりであると思えますが、日本の場合は仮定俸給ということを基準にやっております。実態の支給額とは違ふことは存じております。しかし、基準でいきますと、日本の場合は大將

が一番上になっていきますよ、アメリカの場合は元帥の人も見ませんが、つまり、支給基準の最高と最低を見ますと、日本の場合は五・七倍、アメリカの場合は十・五九倍、ドイツの場合は七・一三倍というふうになっていきますが、これはどういふふうにご認識をされておられますか。

○大坪政府参考人 恩給の支給基準というものをどういふふうに見るかというときに、外国でのそういう状況というのは、私もほとんど実は参考にしておりませう。今までの経緯の中の基準ということについて考えているわけはございませうが、今言われました上と下の格差という点については、いいますと、日本の恩給の場合は最低保障制度がかなり充実しておりますので、仮定俸給の格差よりも相当に今は縮まっております。実際上、上と下の格差は三倍程度に縮まっておりますというのが今の実態でございませう。

○岩田委員 参考にしたいと言われども、例えば日本の陸軍や海軍や、つまり、明治以来でございました日本の軍事体制の組織論というのは全部欧米から持ってきているわけですから、恩給法だってそうなんですよ。厳密にはそうなんですよ。旧恩給法はそうでしょうか。

それで、確かに最低と最高が縮まっております、もろもろ資料でもわかります。五・七だけれども、実際は三以下に縮まっておりますというご認識もわかります。

ここでアメリカやドイツと比較をしますと、最低のところは大体同レベルなんです、三國とも。それから上の方は全然違いますよ。例えば、日本の大將が八百三十万に比べて、ドイツは千四百万ぐらいになりますよ、おたくからもらった資料でいきますと、アメリカも千三百万ぐらいになっておられますよ。

そこで、最低のところは一緒に並んでいるのですが、これはどういふふうに見ていいのですか。最低保障は日本は随分上げておられるというお話がありました。

○大坪政府参考人 先生お手持ちの資料はどうい

う資料か、実は今ちよつと担当で確認しましたけれども、よくわからないのが実態でございませう。先生今言われましたドイツあるいはアメリカの支給額の基準につきましても、実は私も情報はございませぬので、ちよつとコメントはいたしかねるということにございませう。

○岩田委員 いや、そういうことだつたらば、先ほどドイツやアメリカの諸外国を参考にしたいいなんといういいかげんな答弁をするんじゃないよ。

○大坪政府参考人 ただいま申しましたのは、制度での比較の問題と、あと、実際の運用としてどのぐらいの額が出ているかという問題の二つがございませうが、実際の額をどうするかという問題は、それぞれ別の国におきます年金額あるいは恩給制度というものの位置づけの中で額というものは決まっておりますのでございませう、なかなか比較はしにくいというお話をさせていただきます。次第でございませう。

○岩田委員 最低のレベルのところは大体合っているけれども上の方はこんなに凹凸がある。先ほどあなたが言われたように、おもしろい取れた、恐る恐るいろいろ制度を整備しながら、アメリカというか戦勝国の、ある意味では了承の範囲を環境を整備していったんでしよう。そうだとおっしゃいます。したがって、今のこの資料の問題は後ほどまた議論する機会があると思えます。

要望しておきたいと思えますが、「爆弾三勇士」のことを申し上げましたけれども、大臣、長官の身の回りにもいろいろおられると思えますけれども、老親を置いて、妻と子を置いて戦地に行つて亡くなった、職業軍人じゃない、徴兵されて行つたという方が多いのでありますが、そういうことを考えることが必要。それから、他の年金等との比較、均衡もやはり考える時期ではないのか。

その際に、私は大將を落とせと言っているわけではないのです。下の方はこれでいいかという疑問を持つておられるので質問をさせていただきます。

が、ぜひこれは今後の検討課題にしてほしいというふうに思います。

次に、これまでも議論になってきた問題の一つで、特別永住者ということについてお尋ねをしたいと思います。前回も議論になってお尋ねをしたいと思います。我が党の佐々木秀典議員も質問に立って、前官房長官から答弁もあつてお尋ねに聞いておりますが、長官、これはいかがですか。

○統務大臣 今お尋ねの特別永住者に対してですけれども、旧植民地出身の旧日本軍人軍属にあつた特別永住者につきましては、日韓両国のはざまにあつて、結果的に何らの措置も講じられていないところがございます。恩給法の国籍条項は恩給制度の基本的約束事の一つでもございますが、岩田委員御承知のとおりでございます。

これらの人々を恩給制度の枠内で処遇することは大変困難でございますので、実は、これらの問題に閣議をして内閣の外交審議室でいろいろと議論をしていただいている、このことも岩田委員御承知のとおりだと存じます。

○岩田委員 昨年、この問題に関する訴訟があつております。これは、裁判所の判断では、援護の内容は国会の立法裁量に属する問題というふうな明確に言つております。そこで、これはやがてできる、やがて結論が出るというふうな感触を得てよろしいですか。

○統務大臣 この問題につきましては、野中前官房長官時代にお示しをされて存じますけれども、内閣の外交審議室で議論をする、そして、一定の方向を見出す、こういうことになっておりました。先ほども申し上げましたように、いろいろな議論をして一定の結論を得るべく努力中でございます。御理解を賜りたいと存じます。

○岩田委員 前の野中官房長官、前長官の御答弁でそういうふうになつたと言いますが、今は統務長官の責任ですから、一刻も早く谷間におられる方々を救済するというふうな理解してよろしいか、こう聞いています。

○統務大臣 たいまお答え申し上げましたよ

うに、外交審議室を中心に議論を重ねている、したがって、一定の時間がたてば今委員がおっしゃいましたような結論が出るものと私も思っています。

○岩田委員 二十世紀中に君が代も日の丸も上げてしまわなければならぬということでは、ばたばたとききましたけれども、はざまにおつて今まで何ら措置をしていない人たちが何でこんなにおくれるのか、怒りを僕は持つておられますよ。

そこで、内容については時間がありませんから、我が党も特別障害給付金等の支給に関する法律案というものを今つくつておりましたが、その趣旨をちよつとここで披露させていただきます。いや、それは間違つておられる、こういうことじゃないかという御意見があれば、長官から見解を聞きたいと思つておられます。

第二次世界大戦において、二十四万人を超える朝鮮半島の方々、二十一万人を超える台湾出身の方々が旧日本軍の軍属や軍人として徴兵され、また、多数が亡くなられたという事実が現実にあります。戦後になつて、この日本人の軍人軍属であつた戦没者の遺族及び戦傷病者に対しては、戦傷病者戦没者援護法または軍人恩給の復活によつて年金または一時金が支給されている、こういう現状であります。

しかし、それらの法律は日本国籍が問題になります。サンフランシスコ平和条約により日本国籍を離脱した特別永住者に対する戦争被害に関する補償は、同条約に基づく二国間の取り決めにゆだねられました。

その後の経緯を申し上げれば、在日韓国人については、政府は昭和四十年の日韓請求権の協定締結によつて解決をしている、こういうふうな言つております。したがつて、韓国政府は韓国国内の戦没者のみを対象として見舞金を支給いたしました。在日韓国人は日韓のはざままで何ら補償はない、これは長官がおっしゃつておつたとおりであります。

同様に、台湾出身者においても、二国間の取り

決める困難になつた状況を受けて、昭和六十二年に台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律を制定して、見舞金や弔慰金を支給した。しかし、在日台湾人は何らの措置も講じられずに現在に至つておられる。

これらの特別永住者は、戦後もずっと日本人と同様に生活をして納税義務も果たしてこられたわけですね。その期間、援護法の制定があつたけれども、制定後既に四十八年もたつておられる。それから、日韓請求権協定の締結後においても既に三十五年もたつておられる。なお現在も公務上の傷病等による障害に苦しんでおられる方が多いことは、御承知のとおりだと思つておられます。社会的なハンディを負つておられますけれども、どうしてもこれらの問題は差別的な取り扱いであるというふうな我々には認識をして、是正をするように立法作業を進めていくところでありたい。

大まかに、いわゆる当時の台湾の方々、朝鮮半島の方々が今どういふふうに取り扱われているかという現状を若干申し上げましたが、そういう認識で立法措置することは当然だと思つておられます。長官の理解が得られますでしょうか。

○統務大臣 今、日韓関係二十四万人、日台関係二十一万人、そしてまた事実関係をいろいろとお述べになりました。まさにそれとおつたと、私、認識しております。

したがつて、この問題につきましては、先ほども恩給法の枠内では処理できないけれども、同時に、例の裁判所の判決等を受けて、先ほど申し上げましたように、前内閣官房長官の時代にこの問題を何とか解決すべく努力する必要があるというところで、外交審議室を中心に議論を進めておられる、こういう状況でございます。その議論を進めようという議論だと思つておられます。今しばらく時間をかけていただきたいと思います。

同時に、今お述べになりましたことは、私もそれとおつたと理解しております。

○岩田委員 ぜひ前向きに取り組んでいただきました

い。具体的には、現在その任にあられる長官でありますから、これはしっかりと行つていただかないと、別の角度からは憲法十四条に違反しているんじゃないかという問題が法的にも出てきます。そのこともそういうふうな認識をしてよろしいですか。

○持永政務次官 法律的な問題として、確かに、前回の援護法の関係で、この在日韓国人の人たちの問題について、立法政策をやらなないということについては多少違憲のような疑いもあるんだというふうな、今まだ原告が上告いたしておられますから最終判決はありませぬけれども、途中でそういう裁判の例もありませんし、そういう意味で、私もどもどもとしてそれを深く受けとめなまきやらないと思つておられます。

実は、総務庁の場合は恩給を所管いたしておりました。そういう立場で、今外交審議室の方でいろいろ御検討されておられますから、我々は恩給を所管する立場から、それに対して精いっぱい御協力を申し上げて、御意見に沿うような形で結論が出るように努力してまいりたいと思つておられます。

○岩田委員 長官にこの際、今の御答弁を聞いてお願ひしておきたい点は、政府は一つなんです。外交審議室で、どうなるかわからぬけれども検討しておりますというのでは、余りにも、批判されているような縦割りの行政という印象を受けます。私、先ほども申し上げましたように、長官としてびしつとやつていただくと、次官も、外交審議室でどういふ議論がされているかというの、興味以上のものを、責任を持っていただきたというようにお願ひを申し上げます。

なお、アメリカ、イギリス、フランス、イタリア、西ドイツの同様の問題に対する調査を外務省がしておりますが、これは自国民と同様にみんな扱つておられます。一九八二年の調査です。それも最初からそう扱つておられるらう、アメリカなんかはそうだと思います。これはやはり日本の權威というふうなステータスというか、国際的に見ても何だというふうなそしりを受ける一つでもある

うと思ひますね。これは差別ですよ。そういうことをせひ念頭に置いた立法作業をお願いしたい。我が党もつと研究をして議員立法を提起していきたい、こういうふうにして思っております。

時間がやがて参るのだらうと思ひますが、最後に、時間がなくなりました、トロトラストという、戦中にドイツから輸入された造形剤で苦しんでおる方々がおられますね。この方々の苦しみに對して、恩給法の範囲、もしくは、国家補償というのが恩給法の目的ですから、そういう観点から、投与された方々はがんになることはほぼ確実な方々です、どういふ対応をされようとしておられるか、お尋ねをいたします。

○大坪政府参考人 御指摘のトロトラストの問題につきましても、昭和五十年代、恩給法の世界でも相当に大きな課題ということになったわけでございます、現在の考え方といたしましては、その症状に應じたものとして、傷病恩給を出すというふうな考え方をしております。

トロトラストが沈着しているだけで異状が認められない症候方につきましてもは四款症、異状が認められる方につきましても、その症状の程度に応じて増加恩給を支給するという考え方でござつと対応してきておられて、現在のごころ、トロトラストによりまして公務起因という格好で恩給を出した例といたしましては、傷病恩給で二百四件、公務扶助料で百九十七件になっております。その辺は、今後ともその状況に応じて適切な対応をしていきたいというふうにして思っております。

○岩田委員 最後にお願いをしておきたいと思ひますが、この方々は、実はその恩給を上げてくれというふうな言つておられるのぢやないのです。多くの方々が、戦争に行つたのは天皇陛下のためを命を投げ出して行つたんだ、おおよその方がその言われておられます。ところが、そういう気持ちで行つておられるから命は惜しくないけれども、いわゆる恩給をちよつと欲しいだけだ、これによつておられる政府の態度に余りにも我慢ならぬ、こ

うおつちやつておられるんですよ、これは難しい問題ですけれども、トロトラストという造形剤を投与されておられる方々ががんになられるわけですから、きょうはこれで質問を終わりますが、この方々への対応についても、次回にまた御質問しますけれども、ひとつ強く記憶にとどめておいてほしいということをお願い申し上げます。

○植竹委員長 次に、河合正智君。  
○河合委員 公明党の河合正智でございます。青木官房長官にお伺いをさせていただきます。参議院での御審議を、御都合をおつけいただきますして御出席いただきまして、最初に感謝申し上げます。

私は、平成十一年、昨年の三月九日でございますが、この衆議院の内閣委員会におきまして、先ほど来岩田先生がお取り上げの問題につきまして、すなわち、旧日本軍の軍人軍属であつた在日韓国人等に対する恩給法、援護法の適用につきまして御質問させていただきます。

その折、野中官房長官から、この世紀末にどういふ措置をしておくことが我々の責任というものも果たせるか検討させていただく、このように御答弁いただきました、また同日午後記者会見におきましても、野中長官は、韓国とも十分話し合ひ、理解を得る中で、可能な限り解決へ努力をすることが内閣の大きな責務だ、このように語られているところでございます。

さて、この問題につきまして、昨年十月の十五日、大阪高裁から新しく判決が出ておられるところでございます。

まず、この判決に裁判所の所見がついております。ちよつと引用させていただきます。

第二次世界大戦に伴つてこつむつた悲惨な戦争被害に基つき相応な補償を受けているのに対し、在日韓国人である軍人軍属等は戦後長期間にわたつて日本及び韓国のいづれからも何らの補償を

受けられないという状況に置かれておることが契機となつて提起された訴訟であり、当裁判所としてもその点を十分認識している。

また、日韓請求権協定の締結や人権規約の批准といった新しい事態が生じた後も、何ら是正されないまま放置され、政治的進展はもたらさず、人道的な見地からの解決も何ら進展していない、その是正を求めるとともに訴訟を提起せざるを得なかつた心情についても、裁判所なりに相応の理解をしていくという所見を述べられております。

そして、判決文では、日韓請求権協定の締結により、在日韓国人軍属等がこつむつた戦争被害について、日本及び韓国のいづれからも補償がされないことが明らかとなつた昭和四十年六月二十二日、ちなみにこの日は日韓請求権協定締結の日でございますが、その日以降は、援護法に基づく給付を一切行わないことは憲法十四条に違反する疑いがあるとして判決文で述べているところでございます。

さらに、国は日規約を批准しており、昭和五十四年、一九七九年九月二十一日、この日日本は批准したわけでございますが、その国内的効力が発効しているのに、在日韓国人軍属等に援護法に基づく給付を一切行わないことは、右人権規約に違反する疑いがある、このようにも述べております。

そして、さらに、国会が今後何らの是正措置も行わずその是正に必要な期間を経過したような場合には、新たな立法措置をしない立法不作為、すなわち国家賠償法上の違法な行為と評価されることあり得るとまで判決文で述べております。

そして、さらに、先ほど申し上げました所見に戻りますと、その是正は、第一義的には、立法機関である国会において行つべきものと考え、在日韓国人である軍人軍属等の援護の問題を再検討し、日本が国際社会において占める役割や地位をも十分考慮の上、国策事項及び戸籍事項の改廃を含め、本件の問題に関して、国際社会からも十分納得が得られるような是正措置がとられることを

期待するものでありますと結ばれているわけでございます。

この大阪高裁の判決につきまして、官房長官の御所見をお伺いさせていただきますと存じます。次に、一九六五年六月二十二日、先ほど申し上げました日韓請求権協定の締結において、日韓両国間の財産請求権問題は完全かつ最終的に解決された、そして同協定は在日韓国人の財産、権利、利益には影響を及ぼさないということが確認されたわけでございます。

この問題につきまして、すなわち在日韓国人の補償問題につきまして、日本政府は一切この解決済みの問題の中に含まれるというふうな解釈しておりますが、一方、韓国政府は同協定の影響を受けない財産、権利、利益に該当するので、請求権協定に基づく五億ドルの補償の対象にはならないと解釈しているわけでございます、両国の解釈に完全な食い違いがございます。

このような場合、同協定第三条では、外交上の経路を通じて解決すること、同条第一項、また、これにより解決できない場合は仲裁委員会を設置して解決する、同条第二項ないし第四項としておられるところでございますが、政府はこの手続を怠つてきたのではないですか。この点もお伺いさせていただきます。

さらに、在日韓国人等の方は、実態は日本国民と全く等しい、日本で働き、日本で納税している方たちでございます。先ほど申し上げました野中官房長官にお伺いしたとき私が引用しました東京高裁の判決、平成十年九月二十六日判決の裁判所の所見では、援護法が外国人をその対象から除外したのは、外国人に対しては損害賠償問題として考慮するべき筋であるとの思想からであつたとして、在日韓国人は日本国籍を有し、日本の軍人軍属として戦争に従事したもので、援護法の運用開始時にはまさに日本国籍を有していたと解されるから、その立場は日本国籍を有する者に近いと言つべきである。日本国籍を有する者に準じて処理する方が実態に即してより適切であると言へ

る。そして、現に日本に長年にわたって居住され  
ているという点を考慮すると、三つの点をこの  
所見で述べられているわけでございますが、その  
うちの二つでございます。一つ、日韓両国の外交  
交渉を通じて日韓請求権協定の解釈の相違を解消  
し、適切な対応を図る努力をする、もう一つは、  
在日韓国人の戦傷病者について、これに相応する  
行政上の特別措置をするということをご提言して  
おります。

行政府の長である長官にお伺いさせていただきます  
たいと存じます。

○青木国務大臣 答えをいたします。

本件につきましては、現在の恩給法、援護法等  
の範囲を超える問題でございます。また、韓国  
の方々に係る財産請求権の問題については、昭和  
四十年の日韓請求権・経済協力協定により、在日  
韓国人の方々にかかわるものを含めて、日韓両国  
間では既に法的には完全かつ最終的に解決済みで  
あるということ、議員御承知のとおりでありま  
す。

しかしながら、これらの方々の置かれた状況に  
かんがみ、野中前官房長官の御指示を契機として、  
関係省庁の協力も得て、内閣外政審議室において、  
戦後処理の枠組みとの関係等、本件に対処するに  
当たつての種々の問題点につき調査検討が行われ  
てきたところであります。また、私自身も、この  
問題につきまして、昨年の十一月、関係者の皆さ  
んからかなりの時間をかけていろいろな事情をお  
聞きしてまいりました。

本件は、係属中の提訴を含めて種々の経緯のあ  
る難しい問題と認識いたしておりますが、人道的  
観点からの検討が与党内で開始をされておると承  
知いたしております。この席に御同席の虎島先生  
を中心とする議論がなされておりますが、そ  
ういふ議論が始まったということは、今議員おっ  
しゃいましたように、大阪高等裁判所の判決を受  
けて、この問題は立法機関である国会において十  
分対応すべきである、その意を酌んだものでもあ  
らうと私も考えております。

本問題につきましては、私の前任の野中長官が、  
二十世紀を締めくくるに当たつて私どもが十分検  
討し、解決しなさいかぬ問題だということをご強  
く言っております。私も、この問題の解決に向け  
ては、野中長官と同じ使命感と熱意を持って今後  
とも対応していきたい、そういうふうにご考えてお  
ります。

○河合委員 大変青木長官らしい御答弁をちょう  
だいいたしました。

最後に、重ねてこのことを御報告させていただきます  
たいと思つております。

大阪高裁の原告である姜富中さん、八十歳にお  
なりになつておられるかと思つて、滋賀県で私も  
お会いさせていただきました。この問題が解決し  
ない以上、死んでも死に切れないとおっしゃつて  
おりました。また、東京高裁の原告でございます  
石成基さん、七十八歳でございます。横浜の病院  
に入院中のところ、私はお訪ねいたしました。昨  
年三月九日の内閣委員会での質疑と野中官房長官  
の答弁をそのままお伝えいたしましたところ、石  
さんはこのように申されました。私が言いたいこ  
とを全部あなたが言つてくださった、今度こそ解  
決してほしいという言葉でございます。

年若い、日本人として戦つた傷痍軍人軍属の  
この切実な叫びをお伝えさせていただきます。長  
官の御心情をお伺いできればと思つております。

○青木国務大臣 ただいまも申し上げましたよう  
に、そういう皆さんの気持ちを私どもも十分理解  
をして、この問題に全力を挙げて対処することが  
そういう皆さんに報いる道じゃないかと考えて、  
一生懸命頑張つていきたいと思つております。

○河合委員 大変ありがとうございます。

○植竹委員 次、中路雅弘君。

○中路委員 今回の恩給法の改正の問題ですけれ  
ども、五三年に旧軍人恩給が復活いたしました。  
上級の将校に非常に高額な軍人恩給が支給されて  
いる問題や、あるいは一方で他の戦争犠牲者に対  
する国の補償問題が放置されている、こういう点  
から、私たちはこの恩給法の内容あるいは性格に

照らして、当時はずっと国会では反対をしてまい  
りました。しかし、その後、この受給者の九割が  
徴兵による一般兵であり、特に上層下層の是正が  
一定進みまして、公的年金の一つとして、七五年  
から私たちがこの恩給法には賛成をしております  
した。

今回のこの恩給法の改定も、一定の改善措置が  
とられたものであり、賛成する態度を最初に申し  
述べたいと思つております。

きょうは、前回から質問をしていました農林省  
の構造改善事業の疑惑問題を取り上げたいので  
すが、最初に総務長官に一言お聞きをしたいと思  
つております。

これも昨年十二月七日の当委員会、官民交流  
法案に関連して、私は天上がりの問題を取り上げ  
ました。民間企業から各省庁に出向している実態  
を示して、自由任用、選考任用が、過去五年間で  
延べ人数が九百八十五人にもなつておること、そ  
して、出向元企業も多くが金融関係、損保や証券  
会社などに多いということも指摘をいたしました。長  
官は、答弁で、私も実態を初めて知つた、非常に  
驚いたという率直な感想も述べていただきました  
が、長官、この天上がりの問題について、改善策  
を今検討されているということも聞いていますすけ  
れども、どんな改善策をとらうとされているのか、  
一問お聞きしておきたいと思つております。

○總務大臣 今、中路委員が御みずから述べら  
れましたように、昨年の官民交流法の御審議の際  
に、みずから十九省庁の天上がりの実態を調査さ  
れまして、私にその実態の表をいただきました。  
私は、率直に言つて、初めてこの実態がわかりま  
した。こういうふうにお聞きいたしました。そして、  
官民交流法ができた以上は、この交流法に基づい  
て人事の透明性、公平性を確保いたします、こう  
いうことをお誓い申し上げます。

そこで、一つは、官民交流法、既に御議決いた  
だいた法律、そしてもう一つは、これから御審議  
をいただくであろう任期つき任用の法律を出しま  
す。この二つの法律をもつて天上がりの対応は完

全にでき上がるものだと存じます。そして同時に、  
天上がりの実態を、私どもは三月いっぱいにか  
けて、今私ども自身が調査をしております。その調  
査ができれば直ちに公表する、そして国民の  
皆様にもその実態を明らかにさせていただきます、こ  
ういふことを考えております。

いずれにいたしましても、国民の皆様から批判  
がないような透明性の確保、そして公平性の確保、  
そういうものを図るためにも、官民交流法並びに  
任期つき任用、この二つの法律の運用ですべての  
ことを処理したい、こんなふうにご考えておりま  
すので、御理解を賜りたいと存じます。

○中路委員 官房長官に伺つておきたいと思つて  
いますので、きょうの質問であります構造改善事業の疑惑  
問題で青木官房長官に伺つておきたいと思つて  
おります。これは官房長官が、九四年の、平成六年六月  
二十二日の参議院の農水委員会、農山漁村滞在  
型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律  
案、これは委員長提案で、私どもも賛成しました。  
全会一致で通つておられる法案でございますすけれ  
ども、参議院の自民党の筆頭理事として、青木官房  
長官がこの法案を提案されておられるわけでありま  
す。当時、この提案が会期の非常終了直前なん  
です。六月二十九日だったんです。だから、私  
たちが関係の団体に聞きました。例えば日本民  
宿協会等に聞いても、突然で非常に驚いておると  
いう戸惑いの話をされました。

一言でいいのですけれども、この議員立法を提  
案されたのは、どの団体があるいはだれかからか  
要請あるいは陳情等があったのかということを一  
問と、もう一つは、法案の柱の一つに農林漁業体  
験民宿業者の登録業務があります。この登録業務  
を行う公益法人を農水大臣が指定することとなつ  
ていますけれども、この法人が農林漁業体験協会  
の農林漁業体験協会は、やはり昨年十二月七日、  
当委員会が私が指摘したように、コンサルタント  
業務の大半を民間業者に丸投げしていただことが明  
らかになつた法人であります。

当時は、一般のマスコミヤ新聞も、翌日、この

協会が丸投げで収入七億円とか、いろいろ大きい見出しで報道したこの協会でありませうけれども、いわゆる今度の農水省の収賄事件で問題になっているふると情報センターも含めて、これらの法人が癒着の温床とも指摘されているわけでありませう。大臣が提案されたのは、当然、都会人が農作業などの体験実習を通して自然や農村に触れるなど評価されるものでありませうけれども、しかし、結果としてこうした温床にもなっているという問題であります。

そして、総務庁の最近の、農業構造の改善対策に関する行政監察、九七年の九月を見ましても、これが、都市と農村の交流施設が温泉つきの宴会場に化けたり、研修用会議室がカラオケ教室に使われたり、農村振興のための補助金が本来の目的から外れているということも指摘されているわけでありませう。

提案された法律の趣旨と、今大きく実態がかけ離れたことも指摘をされている。行政監察を見る限りでもそのことが言えるわけですが、この問題と二点について、官房長官から最初に、どんな感想をお持ちか、お聞きしておきたいと思ひます。

○青木国務大臣 議員御指摘のように、確かに平成六年六月にこの法案を、私が提案理由の説明をいたしましたして提案をいたして、いわゆる全会一致でこれは決定をいたしましたのであります。

ただ、議員も御承知のように、当時私が農林委員会に所属して筆頭理事をやっておりましたので、慣習として筆頭理事が提案理由の説明をするという慣例がございまして、それに従って私が提案理由の説明をしたわけでございます。それは、責任がないということも申し上げているわけではありませう。そういう経過で私が説明をしたわけでございます。これが出された背景、それから、今先生が御指摘になりましたような特定の団体からの働き、そういうものを私は一切受けてもおりませうし、承知もいたしておりませう。

それからまた、農林漁業体協会のことについてでございますけれども、確かに行政監察の中で、

目的と反するいろいろなことをやっておるといふ指摘を受けておることも事実でございますので、こういう目的に反することが行われぬように、今後とも十分注意をしておいていくことが一番大事なことだ、私はそういうふうにご承知をいたしております。

○中略委員 構造改善事業をめぐる職員と業者の癒着の問題に対する農水省の対応、これは正直言つて、非常にお粗末過ぎると思ひます。本当に自浄作用が機能したのかどうか、疑問であります。

構造改善事業の疑惑が、投書あるいは風聞をもとに、昨年一月、調査委員会を局の中に設置して、二月に中間報告があつた。三月に五人を内々で口頭注意処分をした。今度の逮捕された上甲被告もこの中に入つておりますけれども、七月に中間報告の内容を私たちの機関紙が暴露して報道して、一般のマスコミもこれを報道してから慌てて記者会見をして、その後、飲食接待や韓国旅行などが発覚して、十二月にまた職員を処分する。そして、今回の一月、新たな癒着問題が発覚して、再々度調査を行つて、関係職員十八人ですか、処分してあります。

このような対応を見ると、農水省あるいは構造改善局でどんな調査をしたのか。私は、大変お粗末であり、非常に反省すべき点が多いかと思ひますけれども、一言これについてお聞きしたいのと、いづれの調査報告を見ても、便宜供与はなかつたと言明してあります。しかし、接待する方はただで接待するはずがない。何らかの見返りや期待を持つて接待するはずであります。これは世間の常識だと思ひます。接待について農水省はどういう認識を持っておられるのか。この二点について簡潔にお答え願ひたい。

○渡辺政府参考人 二点お尋ねがございました。第一点目の、調査委員会の調査のことでありませう。

この調査は、大臣訓令に基づきまして実施をしているものでございます。構造改善事業の事業の

執行体制の適正化というのが最大の目的でありませう。犯罪行為の摘発を目的としたものではございませう。執行体制の適正化につきましては、昨年の三月、四月から着実に進めているところでございませう。

ただ、この調査委員会自身は強制権限がないということ、本人の自己申告をベースにしておりますけれども、その中でできる限りのことはやつたというふうには私思つております。過去五年にさかのほつて百六人を調査する、そして本人からの申告だけではなく、同伴をした者、それから相手になつた者、さらには現場にも出かけて調査をいたしております。ただ、申し上げましたように強制権限がございませんので、その意味で、双方から申告がなかつたこの種の、現金授受といったようなことにつきましては事実関係を把握できなかったというものは、まことに残念に思つております。

いづれにいたしましても、この件は捜査当局の手にゆだねられておりますので、その推移を見守りたいと思ひます。

二点目の、接待なりあるいは便宜供与の問題であります。

農林水産省職員倫理規程の第三条第二項第一号におきまして、関係業者等との間で接待を受けることは、その理由のいかんを問わず禁止されております。

それから、今先生、便宜供与というお言葉を使われて報告書を引用されました。報告書の中に三カ所ほど便宜供与という言葉が出てまいりますが、便宜供与の事実はなかつたというふうには言つておりますが、これは職員が関係業者から便宜供与するのではなく、関係業者から職員に対する便宜供与ということになつたという記述でございまして、ちよつと、先生の御質問の趣旨とこの報告書で言つておられることは逆でございませう。

○中略委員 今度の収賄容疑で逮捕された上甲容疑者は、九六年十一月、韓国旅行に行つておられるわけですが、先ほどの農水省の調査結果を見ますと、上甲容疑者は費用負担があるということになつて

いますけれども、しかし、関係者から私たちが聞きましたところ、上甲容疑者は航空運賃と現地での宿泊代を合わせて四万円程度を負担しただけで、残りの金額は、後でお話しますが、大川農協コンビナート協同組合が負担したと聞いています。この点で、捜査をされている警察庁お見えですが、この事実は御存じですか。

○林政府参考人 まことに恐縮でございますけれども、警察がいかなる捜査上の事実を把握しておるかにつきましては、現に個別具体的な事案が進んでおりますので、それにかかわる事柄でございますので、ひとつ答弁は差し控えてさせていただきますと思ひます。

○中略委員 贈収賄容疑で問題になつた四国大川農協にかかわる問題、これは今回の容疑だけにとどまらない疑いがあると思ひます。

時間ありませんから私の方で整理をして数字をお話ししますけれども、八九年度から九九年度の十年間、平成十一年まで、この四国大川農協に対する補助金の問題で膨大な資料をいただきました、全部計算をいたしました。私の方で数字を言いますと、四国大川農協に対する補助金は、構造改善局関係で八億二千八百八十八万八千円、農産園芸局関係で四億八千四百四十五万九千円、三番目に畜産局関係で千六百二十五万三千円、食品流通局関係で七百九十七万一千円、総合計二十三億二千九百四十九万九千九百九十九円、一つの、一つの農協ですね、大川農協に渡されているわけでありませう。

この数字は間違いないかということも答弁のときにお尋ねしますが、単一農協としては決して少ない額ではありません、構造改善局から出されている補助金。これは全国構造改善協会の機関誌で、最近組合長等が座談会に出ていますけれども、これを見て、表題が「四国路に農商英才の華」ということであるいろいろな書いてありますが、インタビューに答えて、各種の補助事業を活用して補助金をもらつて、事業は切れ目なく続いているということをお話しています。補助事業の採択に

当たつて便宜を図つたことではありませんか。数字の確認と二点、短くひとつお願いします。

○渡辺政府参考人 集計をされたということですが、十一年度の実施につきましては、これはまだ予定額で交付をされておられませんので、八九年から九八年までですと、農林水産省からの補助金の支出総額は約十八億円であります。なお、単一の農協ではなく、関連会社その他を含むこの地域へということでございます。(中路委員「十一年度は予算を加えているんです。加えればそうなるんですよ」と呼ぶ)ですから、これは、事業を執行するかどうかというのはまだ決まっております。

それから一点だけ申し上げますが、このJA四国大川が実施した事業の規模なりを比較してみますと、一事業当たりの規模も、例えばJA大川で三億円、全国の平均で五億円ということでございますので、必ずしも規模からいっても過度なものではないと思つて、この農協自身が非常に広範囲な地域を管轄区域とする広域の農協で、組合員数も非常に多い、意欲も高いということで、地元申請を厳正に審査をした上で採択、実施をされたものと考えております。

○中路委員 さっきの数字は、九年間は決算です。最後のものは予算なんです。それは私も承知しているのです。それで合計した額がさっきの額になる。

上甲容疑者は、地域振興課の課長補佐の後、九六年四月から九八年三月三十一日まで構造改善事業課の課長補佐に就任しています。この間の四国大川農協に対する構造改善事業の補助金は、九六年農協本体はゼロだったのですが、上甲容疑者が就任した後は、九七年農協本体に一億四千七百五十七万二千円、九八年年度に農協本体に一億三千九百四十三万円、関連会社である協同サンミックスに一億二千五百二十万六千円となっております。

上甲容疑者は、大川コンビナート協同組合の役員らと、九六年十一月と九七年二月に韓国旅行に行き、その費用の一部を協同組合側が負担して

ます。また東京の赤坂、銀座で十二回飲食を行っている。さらには同時期に、組合関係者とのゴルフも行つています。

さらに、まだ名前を出しませんが、一月に処分されたS氏は、九七年五月に農協関係者と中国旅行に行つています。同氏は、九五年四月から九八年三月まで中国農政局の構造改善課長、その後本省の構造改善事業課課長補佐になっております。

警察庁、構造改善事業課をも家宅捜査を行つておられますが、構造改善事業補助金に対する便宜供与を視野に入れて捜査をやつておられるのですか。

○林政府参考人 先ほどの答えと同じでまことに恐縮でございますけれども、現に個別の事件として捜査を行つておるものの具体的な捜査状況あるいはそれにかかわるものについては、答弁を差し控えてさせていただきます。

ただ、当然、一般論でありますけれども、警察としましては、刑事事件として取り上げるべきものがあるれば、それは法と証拠に基づいて厳正に対処してまいるといふことで、御理解をいただきたいと思つています。

○中路委員 時間が来ていますので、もう一問で終わります。

今回の汚職事件、構造改善事業の疑惑、これは水山の一角だと思ふんですね。構造改善局は農水省の公共事業関連予算の大半を、一兆二千億を持って行つています。土地改良などの基礎整備事業を法人や業者などが請がって、いく利権の構図にもなつていふことをマスコミも報道しているわけですね。私は、この点にメスを入れない限り、利権はなくなるなと思つています。

こういう点で、最後に、まだ捜査中だということとで具体的な内容は触れられませんが、こうしたところにメスを入れて、捜査当局の決意を一言お聞かせ願つて、終わりたいと思つています。

○林政府参考人 警察におきましては、ただいま申し上げましたように、刑罰法令に違反する行為

がございましたのならば、これは法と証拠に基づいて厳正に処置してまいるといふ所存でございます。

○中路委員 終わります。

○榎竹委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○榎竹委員長 これより討論に入るのではありませんが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

恩給法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○榎竹委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○榎竹委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○榎竹委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十二分散会

恩給法等の一部を改正する法律案  
恩給法等の一部を改正する法律  
(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二号表中「五、七〇九、〇〇〇円」を「五、七三三、〇〇〇円」に、「四、七五七、〇〇〇円」を「四、七六九、〇〇〇円」に、「三、

九一七、〇〇〇円」を「三、九二七、〇〇〇円」に、「三、一〇〇、〇〇〇円」を「三、一〇八、〇〇〇円」に、「二、五〇八、〇〇〇円」を「二、五一四、〇〇〇円」に、「二、〇二八、〇〇〇円」を「二、〇三三、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「六、〇七三、〇〇〇円」を「六、〇八八、〇〇〇円」に、「五、〇三七、〇〇〇円」を「五、〇五〇、〇〇〇円」に、「四、三三三、〇〇〇円」を「四、三五〇、〇〇〇円」に、「三、五五〇、〇〇〇円」を「三、五五九、〇〇〇円」に、「二、八四八、〇〇〇円」を「二、八五五、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表中「五、三六〇、八〇〇円」を「五、三七四、二〇〇円」に、「四、九五二、二〇〇円」を「四、九六四、六〇〇円」に、「四、七四六、一〇〇円」を「四、七五八、〇〇〇円」に、「四、五八二、七〇〇円」を「四、五九四、二〇〇円」に、「三、三三三、三〇〇円」を「三、三四一、四〇〇円」に、「三、〇八三、二〇〇円」を「三、〇九〇、九〇〇円」に、「二、七八〇、三〇〇円」を「二、七八七、三〇〇円」に、「二、二七二、一〇〇円」を「二、二七七、八〇〇円」に、「二、一八五、七〇〇円」を「二、一九一、二〇〇円」に、「二、〇四三、六〇〇円」を「二、〇四八、七〇〇円」に、「一九八七、〇〇〇円」を「一九九二、〇〇〇円」に、「一九二九、一〇〇円」を「一九三三、九〇〇円」に、「一、六九八、九〇〇円」を「一、七〇三、一〇〇円」に、「一、五〇七、〇〇〇円」を「一、五一〇、八〇〇円」に、「四五四、〇〇〇円」を「四五七、六〇〇円」に、「四一六、八〇〇円」を「四二〇、三〇〇円」に、「一、三三三、九〇〇円」を「一、三八七、四〇〇円」に、「一、三五一、二〇〇円」を「一、三五四、六〇〇円」に、「一、一九八、五〇〇円」を「一、三〇一、七〇〇円」に、「一、八〇九、〇〇〇円」を「一、八一四、〇〇〇円」に改める。

別表第五号表中「五、三六〇、八〇〇円」を「五、三七四、二〇〇円」に、「四、九五二、二〇〇円」を「四、九六四、六〇〇円」に、「四、七四六、一〇〇円」を「四、七五八、〇〇〇円」に、「四、五八二、七〇〇円」を「四、五九四、二〇〇円」に、「三、三三三、三〇〇円」を「三、三四一、四〇〇円」に、「三、〇八三、二〇〇円」を「三、〇九〇、九〇〇円」に、「二、七八〇、三〇〇円」を「二、七八七、三〇〇円」に、「二、二七二、一〇〇円」を「二、二七七、八〇〇円」に、「二、一八五、七〇〇円」を「二、一九一、二〇〇円」に、「二、〇四三、六〇〇円」を「二、〇四八、七〇〇円」に、「一九八七、〇〇〇円」を「一九九二、〇〇〇円」に、「一九二九、一〇〇円」を「一九三三、九〇〇円」に、「一、六九八、九〇〇円」を「一、七〇三、一〇〇円」に、「一、五〇七、〇〇〇円」を「一、五一〇、八〇〇円」に、「四五四、〇〇〇円」を「四五七、六〇〇円」に、「四一六、八〇〇円」を「四二〇、三〇〇円」に、「一、三三三、九〇〇円」を「一、三八七、四〇〇円」に、「一、三五一、二〇〇円」を「一、三五四、六〇〇円」に、「一、一九八、五〇〇円」を「一、三〇一、七〇〇円」に、「一、八〇九、〇〇〇円」を「一、八一四、〇〇〇円」に改める。



〇〇円を「四、九六四、六〇〇円」に、「四、七四六、一〇〇円」を「四、七五八、〇〇〇円」に、「四、五八二、七〇〇円」を「四、五九四、二〇〇円」に、「三、一三三、三〇〇円」を「三、二四一、四〇〇円」に、「二、七八〇、三〇〇円」を「二、七八七、三〇〇円」に、「二、六四〇、二〇〇円」を「二、六四六、八〇〇円」に、「二、一八五、七〇〇円」を「二、一九一、二〇〇円」に、「二、〇四三、六〇〇円」を「二、〇四八、七〇〇円」に、「一九二九、一〇〇円」を「一九三三、九〇〇円」に、「八二二、七〇〇円」を「八二七、一〇〇円」に、「六九八、九〇〇円」を「七〇三、一〇〇円」に、「六四六、九〇〇円」を「六五一、〇〇〇円」に、「二、五五二、七〇〇円」を「二、五五六、六〇〇円」に、「二、三八三、九〇〇円」を「二、三八七、四〇〇円」に、「二、三五一、二〇〇円」を「二、三五四、六〇〇円」に、「二、二九八、五〇〇円」を「二、三〇一、七〇〇円」に、「二、四〇七、〇〇〇円」を「二、四一一、〇〇〇円」に改める。

附則別表第一（附則第十三条関係）

| 階級       | 假定俸給年額     |
|----------|------------|
| 大將       | 八、三三四、六〇〇円 |
| 中將       | 七、四三四、六〇〇円 |
| 少將       | 六、二九一、四〇〇円 |
| 大佐       | 五、五〇三、一〇〇円 |
| 中佐       | 五、一七〇、一〇〇円 |
| 少佐       | 四、二二六、七〇〇円 |
| 大尉       | 三、四三三、六〇〇円 |
| 中尉       | 二、七三五、二〇〇円 |
| 少尉       | 二、三九二、八〇〇円 |
| 准士官      | 二、一六一、〇〇〇円 |
| 曹長又は上等兵曹 | 一、七五九、八〇〇円 |

に改める。  
 （恩給法の一部を改正する法律の一部改正）  
 第二条 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。  
 附則第十三条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「附則表第七（七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあつては、附則表第八）」を「附則表第六」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とする。  
 附則第二十七条中「附則第十三条第四項」を「附則第十三条第二項」に、「百八十万九千円」を「百八十一万四千円」に、「百四十万七千円」を「百四十一万千円」に改める。  
 附則第四十二条第四項中「法律第八十一号」を「恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。）」に改める。  
 附則別表第一を次のように改める。

附則別表第一を次のように改める。

|          |            |
|----------|------------|
| 軍曹又は一等兵曹 | 一、六五一、〇〇〇円 |
| 伍長又は二等兵曹 | 一、五九九、四〇〇円 |
| 兵        | 一、四五七、六〇〇円 |

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「一、八四八、〇〇〇円」を「一、八五三、〇〇〇円」に改める。  
 附則別表第五中「一、六八二、〇〇〇円」を「一、六八六、〇〇〇円」に、「一、三四九、〇〇〇円」を「一、三五二、〇〇〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇〇〇円」に改める。  
 附則別表第六を次のように改める。

| 假定俸給年額     | 金額         |
|------------|------------|
| 三、四三三、六〇〇円 | 三、七三五、七〇〇円 |
| 二、七三五、二〇〇円 | 二、九三三、〇〇〇円 |
| 二、三九二、八〇〇円 | 二、六四六、八〇〇円 |
| 二、一六一、〇〇〇円 | 二、三九二、八〇〇円 |

附則別表第六（附則第十三条関係）

附則別表第六の二から附則表第八までを削る。  
 （旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正）  
 第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。  
 第三条第二項中「附則第十三条第四項」を「附則第十三条第二項」に、「百四十万七千円」を「百四十一万千円」に改める。  
 別表中「附則第十三条第四項」を「附則第十三条第一項」に改める。  
 （恩給法等の一部を改正する法律の一部改正）  
 第四条 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「平成十一年四月分」を「平成十二年四月分」に改め、同項の表中「一、二一九、九〇〇円」を「一、一三二、七〇〇円」に、「八四七、四〇〇円」を「八四九、五〇〇円」に、「六七七、九〇〇円」を「六七九、六〇〇円」に、「五六五、〇〇〇円」を「五六六、四〇〇円」に、「七九〇、〇〇〇円」を「七九二、〇〇〇円」に、「五九二、五〇〇円」を「五九四、〇〇〇円」に、「四七四、〇〇〇円」を「四七五、二〇〇円」に、「三九六、〇〇〇円」を「三九八、〇〇〇円」に改め、同条第四項中「平成十一年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改める。  
 第五条 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。  
 附則第十三条第二項の表中「四、三五二、一〇〇円」

〇〇円を「四、三六三、〇〇〇円」に、「三、六二九、九〇〇円」を「三、六三九、〇〇〇円」に、「三、〇〇〇、〇〇〇円」を「三、〇〇七、五〇〇円」に、「二、三七八、〇〇〇円」を「二、三八三、九〇〇円」に、「一、九三三、九〇〇円」を「一、九三八、七〇〇円」に、「一、五六七、二〇〇円」を「一、五七一、一〇〇円」に、「一、四二四、六〇〇円」を「一、四二八、二〇〇円」に、「一、二九六、六〇〇円」を「一、二九九、八〇〇円」に、「一、〇四二、五〇〇円」を「一、〇四五、一〇〇円」に、「八四二、五〇〇円」を「八四四、六〇〇円」に、「七四一、一〇〇円」を「七四三、〇〇〇円」に改める。

第六条 恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第二項中「十三万九千七百円」を「十四万二千二百円」に改める。  
 附則第十五条第二項中「二十九万六千五百円」を「二十九万九千五百円」に、「二十九万七千四百円」を「二十九万九千六百円」に改め、同条第四項中「九万九千九百十円」を「九万三千九百十円」に改める。

附則  
 第一條 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（文官等に給する普通恩給等の年額の改定）  
 第二條 公務員（恩給法の一部を改正する法律昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。）附則第十条第一項に規定する旧軍人（附則第十条において「旧軍人」という。）を除く。若しくは公務員に準ずる者（同項に規定する旧軍人（附則第十条において「旧軍人」という。）を除く。）に給する普通恩給又はこれらの者の遺族に給する扶助料については、平成十二年四月分以降、これらの年額を、これらの年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定俸給年額

を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法（改正後の法律第五十五号附則その他恩給に関する法令を含む。附則第十条において同じ。）の規定によつて算出して得た年額（五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）に改定する。

（傷病恩給に関する経過措置）  
 第三條 増加恩給（第七項の増加恩給を除く。）については、平成十二年四月分以降、その年額（恩給法第六十五条第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。）を、改正後の同条第一項に規定する年額に改定する。  
 第四條 平成十二年三月三十一日以前に給付事由の生じた傷病賜金の金額については、なお従前の例による。

第五條 第七項の増加恩給については、平成十二年四月分以降、その年額（法律第五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する恩給法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。）を、改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

第六條 傷病年金については、平成十二年四月分以降、その年額（妻に係る加給の年額を除く。）を、改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。  
 第七條 特例傷病恩給については、平成十二年四月分以降、その年額（恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号）附則第十三条第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。）を、改正後の同条第二項に規定する年額に改定する。

（扶助料等に関する経過措置）  
 第八條 恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号。次条において「法律第五十一号」という。）附則第十四条第二項の規定による年額の加算をされた扶助料については、平成十二年四月分以降、その加算の年額を、

改正後の同項に規定する年額に改定する。  
 第九條 傷病者遺族特別年金については、平成十二年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十一号附則第十五条の規定によつて算出して得た年額に改定する。  
 （旧軍人等に給する普通恩給等の年額の改定）  
 第十條 旧軍人若しくは旧準軍人に給する普通恩給又はこれらの者の遺族に給する扶助料については、平成十二年四月分以降、これらの年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額（改正後の法律第五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額）を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出し

て得た年額（五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）に改定する。  
 （職権改定）  
 第十一條 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。  
 （多額所得による恩給停止についての経過措置）  
 第十二條 平成十二年四月分から同年六月分までの普通恩給に関する恩給法第五十八条ノ四の規定の適用については、附則第二条又は第十条の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通恩給の年額をもつて恩給年額とする。

附則別表（附則第二条関係）

| 恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額 | 仮定俸給年額     |
|----------------------|------------|
| 一、一四四、一〇〇円           | 一、一四七、〇〇〇円 |
| 一、一九四、八〇〇円           | 一、一九七、八〇〇円 |
| 一、二四六、九〇〇円           | 一、二五〇、〇〇〇円 |
| 一、二九八、五〇〇円           | 一、三〇一、七〇〇円 |
| 一、三五二、二〇〇円           | 一、三五四、六〇〇円 |
| 一、三八三、九〇〇円           | 一、三八七、四〇〇円 |
| 一、四一六、八〇〇円           | 一、四二〇、三〇〇円 |
| 一、四五四、〇〇〇円           | 一、四五七、六〇〇円 |
| 一、五〇七、〇〇〇円           | 一、五一〇、八〇〇円 |
| 一、五五二、七〇〇円           | 一、五五六、六〇〇円 |
| 一、五九五、四〇〇円           | 一、五九九、四〇〇円 |
| 一、六四六、九〇〇円           | 一、六五一、〇〇〇円 |
| 一、六九八、九〇〇円           | 一、七〇三、一〇〇円 |
| 一、七五五、四〇〇円           | 一、七五九、八〇〇円 |

|            |            |
|------------|------------|
| 一、八二二、七〇〇円 | 一、八一七、二〇〇円 |
| 一、八八四、〇〇〇円 | 一、八八八、七〇〇円 |
| 一、九二九、一〇〇円 | 一、九三三、九〇〇円 |
| 一、九八七、〇〇〇円 | 一、九九二、〇〇〇円 |
| 二、〇四三、六〇〇円 | 二、〇四八、七〇〇円 |
| 二、一五五、六〇〇円 | 二、一六一、〇〇〇円 |
| 二、一八五、七〇〇円 | 二、一九一、二〇〇円 |
| 二、二七二、一〇〇円 | 二、二七七、八〇〇円 |
| 二、三八六、八〇〇円 | 二、三九二、八〇〇円 |
| 二、五二三、七〇〇円 | 二、五二〇、〇〇〇円 |
| 二、五七八、五〇〇円 | 二、五八四、九〇〇円 |
| 二、六四〇、二〇〇円 | 二、六四六、八〇〇円 |
| 二、七八八、四〇〇円 | 二、七三五、二〇〇円 |
| 二、七八〇、三〇〇円 | 二、七八七、三〇〇円 |
| 二、九三〇、七〇〇円 | 二、九三八、〇〇〇円 |
| 三、〇〇五、四〇〇円 | 三、〇一二、九〇〇円 |
| 三、〇八三、二〇〇円 | 三、〇九〇、九〇〇円 |
| 三、二二三、三〇〇円 | 三、二四一、四〇〇円 |
| 三、三八四、五〇〇円 | 三、三九三、〇〇〇円 |
| 三、四二四、〇〇〇円 | 三、四三二、六〇〇円 |
| 三、五四九、〇〇〇円 | 三、五五七、九〇〇円 |
| 三、七二六、四〇〇円 | 三、七三五、七〇〇円 |
| 三、九〇二、一〇〇円 | 三、九一一、九〇〇円 |
| 四、〇一〇、六〇〇円 | 四、〇二〇、六〇〇円 |
| 四、一一六、四〇〇円 | 四、一二六、七〇〇円 |
| 四、三三二、二〇〇円 | 四、三四二、〇〇〇円 |
| 四、五四一、四〇〇円 | 四、五五二、八〇〇円 |
| 四、五八二、七〇〇円 | 四、五九四、二〇〇円 |
| 四、七四六、一〇〇円 | 四、七五八、〇〇〇円 |

|            |            |
|------------|------------|
| 四、九五二、二〇〇円 | 四、九六四、六〇〇円 |
| 五、一五七、二〇〇円 | 五、一七〇、一〇〇円 |
| 五、三六〇、八〇〇円 | 五、三七四、二〇〇円 |
| 五、四八九、四〇〇円 | 五、五〇三、一〇〇円 |
| 五、六二六、三〇〇円 | 五、六四〇、四〇〇円 |
| 五、八九〇、二〇〇円 | 五、九〇四、九〇〇円 |

恩給年額の計算の基礎となっている俸給年額が五、八九〇、二〇〇円を超える場合においては、当該俸給年額を、仮定俸給年額とする。

理由

最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額の計算の基礎となっている俸給年額、普通恩給及び扶料の最低保障額等の引上げを行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十二年三月二十七日印刷

平成十二年三月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F